［2・3　略］

4　四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第六条第四項第二号⑭に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信（継続的バースト送信をいう。）を行うものにあっては、電波を発射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

［三～七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
［略］	［略］
九の二　433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第６条第４項第２号⑭に規定する無線局のものをいう。）	1.74MHz
［略］	［略］

改正前	
［同左］	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
［同左］	［同左］
九の二　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第５号ロに規定するものをいう。）	250kHz
［同左］	［同左］

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

［注　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［注　同左］

○総務省告示第二百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

［2・3　同上］

4　四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信を行うものにあっては、電波を発射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

［三～七　同上］

総務大臣　林　芳正